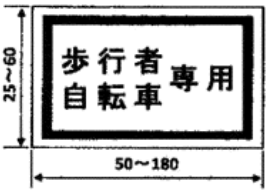
別記様式第一の二の二(第三条の二関係)



又は



備考　1　歩行者(交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。)、遠隔操作型小型車(交差点において斜めに道路を横断するものを除く。)及び自転車(交差点において斜めに道路を横断する普通自転車を除く。)に対して表示するものとする。

2　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。

3　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。

4　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5　縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。